

田原本町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規程により公表します。

平成30年6月7日

田原本町監査委員 米田 隆史

田原本町監査委員 古立 憲昭

定期監査の結果について（水道事業会計）

このことについて、平成30年5月25日に実施しました、平成29年度予算の執行にかかる監査の結果、事務の執行及び事業の管理については下記のとおりであり、概ね適正かつ効率的に執行しているものと認められたことを報告します。

記

水道事業は、町民生活に必要な水道水を安全、安心、安定的に供給することが基本であり、さらに公営企業体であることから効率的・効果的観点にも十分配慮し、施設及び設備の維持管理にも努められているところである。

平成29年度は、まず、経営的には、平成23年10月の料金改定と引き続き経費の削減等に努め、それまで続いた赤字経営を平成23年度決算で黒字に転換して以降、平成29年度も単年度収支で36,796千円の黒字を計上している。

一方で中期的な課題である老朽化した配水管の更新等を計画的に取り組み、また、井戸等の老朽化による自己水原価の高騰を見越し、平成30年度から県水への完全移行が行われた。

さらに平成28年度から始められた磯城郡3町による広域化に向けた検討・協議を進めることにより、経営コストの削減、効率的な経営を計画的に進めて行かれることに期待している。

なお、滞納金の収納に努力されているが、平成30年度から予定されている水道業務包括委託事業により、町民全体の公平性の観点からより一層の滞納金の収納向上に取り組んでいただくようお願いしたい。